

平成21年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成21年10月5日
大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

- 月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引下げ
～ 平均年間給与は△15.2万円(△2.4%)の引下げ ～
引下げ額では平成15年の△17.5万円・平成14年の△16.1万円(引下げ率では平成15年の△2.6%)に次ぐ大幅な引下げ
- 1 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.21%)を解消するため、月例給の引下げ改定 — 給料月額引下げ —
 - 2 期末・勤勉手当の引下げ(△0.35月分)

1 職員給与と民間給与との比較

県内の民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である354事業所から無作為に抽出された128事業所について調査を行った

(1) 月例給(公民給与の較差)

行政職 △808円 △0.21%

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

民間の年間支給割合 4.13月分 (職員の年間支給月数 4.50月)

2 給与の改定

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果、人事院勧告の内容及び他の都道府県の職員との均衡等を総合的に勘案し、給料月額及び期末・勤勉手当を引き下げることが必要

(1) 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定(平均改定率△0.2%)

初任給を中心とした若年層及び医療職(一)等を除き、全ての給料月額について引下げ

行政職7級以上の管理職層は平均改定率を0.1%上回る引下げ(△0.3%)

給与構造改革の給料水準引下げ等に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に引下げ(△0.24%)

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引下げ 4.50月分→4.15月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25 月(支給済み)	1.5 月(現行1.6 月)
	勤勉手当	0.7 月(支給済み)	0.7 月(現行0.75 月)
22年度以降	期末手当	1.25 月	1.5 月
	勤勉手当	0.7 月	0.7 月

本年5月の勧告に基づき、同年6月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分(0.35月分)の一部に充当

(3) 実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施

本年12月に支給する期末手当の額については、同年4月1日からこの改定の実施の日の前日までの期間における公民給与を均衡させるための所要の調整を実施(給料月額の引下げ改定のあった者に限る。)

3 公務運営の改善に関する課題

(1) 公務員倫理の保持

職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼を回復し、期待に応えていくことが肝要

任命権者は、職員への法令遵守意識及び服務規律の徹底を図る等、一層の取組が必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理制度への対応

能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度の整備に向けて、国や他の都道府県の動向に留意しながら、本県の実情を踏まえ、さらに取組を進めていくことが必要

(3) 多様な人材の確保・育成

国における新たな採用試験の実施に向けた検討の動向を注視しながら、今後とも優れた資質・能力を持った人材の確保に向けて検討

「中期行財政運営ビジョン」の着実な実行に向けて専門的知識・能力と政策形成能力を高めるため、職員の自己啓発を促進するとともに職員研修を通じた人材育成に努めていくことが重要

(4) 女性職員の育成・登用

引き続き職域の拡大など、意欲と能力のある女性職員の登用を進めることが必要

(5) 勤務環境の整備

○総実勤務時間の短縮

時間外勤務手当の支給割合の引上げや代替休の新設に係る適切な対応とともに、時間外勤務を縮減するための一層の取組が重要

○職業生活と家庭生活の両立支援

人事院が意見の申出を行った育児休業制度の改正事項や、あわせて措置するとしている短期介護休暇の新設等については、関係法令の改正や他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要

○職員の心身の健康管理

メンタルヘルス対策とともにパワー・ハラスメントへの取組が必要

管理監督者は、職員が能力を十分に発揮できるような職場環境の確保に取り組むことが必要

(6) 高齢期の雇用問題及び労働基本権問題

高齢期の雇用問題は、国や他の都道府県の動向を注視しつつ調査研究することが必要

労働基本権問題は、国における議論の行方を注視していくことが必要

【参考】 勧告による職員給与の改定例

・平均給与月額（行政職 平均年齢43.7歳）

勧告前	勧告後	平均改定額	平均改定額の内訳
386,890円	386,178円	△712円 (△0.18%)	給料 △710円(△0.18%) はね返し分 △2円(△0.00%)

・平均年間給与（行政職 平均年齢43.7歳）

勧告前 6,436,000円

勧告後 6,284,000円（△152,000円、△2.4%）

注) 1 平均給与月額は給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特勤手当等の合計額であり、平均年間給与はこれらに期末手当及び勤勉手当を含めたものである。

2 改定率は四捨五入しているため、全体と内訳の合計は一致しない場合がある。